

安全データシート

1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称	硝酸銀溶液
会社名	武藤化学株式会社
住所	東京都文京区本郷2-10-7
電話番号	03-3814-5511
ファックス番号	03-3815-4832
電子メールアドレス	mutopop@mutokagaku.com
緊急連絡電話番号	03-3814-5511
推奨用途及び使用上の制限	銀染色用

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	生殖毒性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(血液系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(肺、腎臓、心血管系)
	水生環境有害性(急性)	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性(長期間)	区分外

GHSラベル要素
絵表示注意喚起語
危険有害性情報

危険
皮膚刺激性
重篤な眼の損傷
生殖能又は胎児への影響のおそれあり
血液系の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による肺、腎臓、心血管系の障害
水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策	<p>熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。 容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。</p>
応急措置	<p>皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断／手当てを受けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。 眼の刺激が続く場合:医師の診断／手当てを受けること。 飲み込んだ場合は口をすすぐ、無理に吐かせない。 火災の場合:消火するために適切な消火剤を使用すること。</p>
保管	<p>直射日光を避け容器を密閉しておくこと。 冷暗所ところに置くこと。</p>
廃棄	<p>内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。</p>
他の危険有害性	<p>情報なし</p>

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別

化学名又は一般名
濃度又は濃度範囲

混合製品
硝酸銀

	水
1%	99%
2%	98%
2.5%	97.5%
5%	95%
6%	94%
10%	90%
20%	80%
25%	75%
40%	60%

分子式(分子量)

AgNO3 H2O

CAS番号

7761-88-8

官報公示整理番号(化審法)

(1)-8

官報公示整理番号(安衛法)

既存

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。 皮膚を流水、シャワーで洗うこと。 眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 医師に連絡すること。
応急措置をする者の保護 医師に対する特別な注意事項	保護具(手袋、マスク等)を着用 保護具(手袋、マスク等)を着用

5. 火災時の措置

消火剤	水噴霧、対アルコール性泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類
使ってはならない消火剤	情報なし
特有の危険有害性	熱分解は刺激性で有毒なガスと蒸気を放出することがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されているときは、移さない。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	全ての着火源を取り除く。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	回収・中和：不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。 封じ込め及び浄化方法・機材：危険でなければ漏れを止める。 二次災害防止策：すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 局所排気・全体換気：『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
-----------	--

安全取扱い注意事項	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 皮膚と接触しないこと。 眼に入れないこと。
接触回避 衛生対策	『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管 安全な保管条件	技術的対策: 消防法の規制に従う。 保管条件: 容器を密閉して冷乾所にて保存すること。
安全な容器包装材料 混触禁止物質	ガラス 水反応可燃性物質

8. ばく露防止及び保護措置
管理濃度

設定されていない

許容濃度 日本産衛学会 (2011)
ACGIH (2011)

0.01mg/m³ (Agとして)
0.01mg/m³ (Agとして)

設備対策

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
ばく露を防止するため、装置の密閉化又は防爆タイプの局所排気装置を設置すること。

保護具 呼吸用保護具
手の保護具
眼の保護具
皮膚及び身体の保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。
適切な保護手袋を着用すること。
適切な眼の保護具を着用すること。
適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質
物理的状态

形状
色
臭い
臭いのしきい(閾)値
pH
融点・凝固点
沸点、初留点及び沸騰範囲
引火点
蒸発速度(酢酸ブチル=1)
燃焼性(固体、気体)
燃焼又は爆発範囲
蒸気密度
比重(相対密度)
溶解度
n-オクタノール/水分係数
自然発火温度
分解温度

液体
無色透明
無臭
情報なし
中性
データなし
データなし
データなし
情報なし
情報なし
データなし
データなし
データなし
データなし
水に溶ける
データなし
データなし
444°C

10. 安定性及び反応性	
反応性	通常の取扱では安定である。
化学的安定性	光により変質し、分解するおそれがある。
危険有害反応可能性	酸化性があるので、酸化されやすい物質と接触すると反応する可能性あり
避けるべき条件	直射日光、熱、など
混触危険物質	水反応可燃物質
危険有害な分解生成物	窒素酸化物、銀
11. 有害性情報	
急性毒性 経口	区分外
経皮	分類できない
吸入:ガス	分類できない
吸入:蒸気	分類できない
吸入:粉じん及びミスト	分類できない
皮膚腐食性及び刺激性	加成性の適用判定で、区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	加成性の適用判定で、区分1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない。
生殖毒性	生殖能または胎児への影響のおそれ。区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	血液系の障害 区分1
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	長期又は反復暴露による肺、腎臓、心血管の障害。区分1
吸引性呼吸器有害性	分類できない
12. 環境影響情報	
生態毒性 水生環境有害性(急性)	水生生物に強い毒性。区分1
水生環境有害性(長期間)	区分1
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号

3082 ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S.

国連危険有害性クラス

9 (有害性物質)

容器等級

III

海洋汚染物質

該当しない

国内規制

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報

航空法の規定に従う。

陸上規制情報

消防法の規定に従う。

特別安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物 法57条(令第18条2) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (政令番号 第137号「銀及びその水溶性化合物」0.1%以上のもの)

消防法

非該当

毒物及び劇物取締法

非該当

化学物質管理促進法 (PRTR)

第1種指定化学物質「第82号」(銀及びその水溶性化合物) 1%以上含有するもの

大気汚染防止法

非該当

海洋汚染防止法

非該当

航空法

非該当

麻薬及び向性神薬取締法

非該当

水質汚濁法

有害物質「硝酸化合物」(第二条第二項)

16. その他の情報

参考文献

化学品安全管理データブック 化学工業日報社

製品評価技術基盤機構 GHS分類

化学物質評価研究機構 化学物質ハザードデータ集

化学物質規制・管理実務便覧 新日本法規

記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の数値は保証値ではありません。危険・有毒性の評価は、現時点で入手できる資料・情報・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅した訳ではありませんので取り扱いには十分注意して下さい。

